

## 上市町観光関連広告・パンフレット用写真使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上市町観光関連広告・パンフレット用写真（以下「観光写真」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、観光写真とは、町が所有する写真（別紙）のことをいう。

(使用の承認申請)

第3条 観光写真を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、上市町観光関連広告・パンフレット用写真使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、町が使用する場合は、この限りではない。

(使用の承認及び通知)

第4条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、町の観光振興等に効果があると認められるものについて、観光写真の使用を承認するものとする。この場合において、町長は、条件を付することができる。

- (1) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとするおそれがあると認められる場合
- (4) その他町長が不適切であると判断した場合

2 前項の承認は、上市町観光関連広告・パンフレット用写真使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第5条 観光写真の使用料は無料とする。ただし、印刷物、物品等に観光写真を使用する際の費用は、観光写真の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が負担しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) 善意を持って著作権の保護に努め、無断で転載、複製、販売、貸与等しないこと。
- (3) 許可なく観光写真を二次加工しないこと。ただし、被写体のイメージを損なわない範囲でのトリミング及び画質補正はこの限りではない。
- (4) 使用承認によって生ずる権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 観光写真を使用するときは、完成物件に提供先、撮影者等を明示すること。ただし、町長が認める場合はこの限りではない。
- (6) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (7) この要綱に定めのない事項、又は疑義ある事項については、町と協議のうえ使用すること。

(承認内容の変更)

第7条 使用者は、承認された内容を変更しようとする場合は、上市町観光関連広告・パンフレット用写真使用変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、上市町観光関連広告・パンフレット用写真使用変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第8条 町長は、使用者が第6条に規定する事項を遵守しなかった場合、又はこの要綱の規定に違反した場合は、その承認を取り消すとともに、使用の中止その他必要な措置を命ずることができる。

2 町長は、前項に基づく処分により、使用者に損害が生じ、又は使用者が他人に損害を与えた場合でもその責任を負わない。

(町の責任)

第9条 観光写真の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町長は一切の賠償の責任を負わない。

(苦情等の処理)

第10条 使用者は、観光写真の使用に係る完成物件に関して苦情等があったときは、自己の責任において必要な措置を講じるとともに、町長にその旨を報告しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

上市町長 宛

申請者 住所  
 団体名  
 代表者名 印  
 電話番号

上市町観光関連広告・パンフレット用写真使用承認申請書

上市町観光関連広告・パンフレット用写真を使用したいので、下記のとおり申請します。  
 なお、使用に当たっては、上市町観光関連広告・パンフレット用写真使用取扱要綱を遵守します。

記

<p>使用目的                  （該当部分を○印で                  囲んでください。）</p>	<p>1 ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物                  2 イベントにおけるPR資材（のぼり、POP等）                  3 インターネット、テレビ等の画像                  4 その他（ ）</p>
<p>使用方法</p>	<p>※ 形態、配布対象等のほか、使用・掲載の期間、印刷部数等、使用の用途がわかるように記入してください。</p>

※ 見本（スケッチ、写真等）その他参考になる資料がある場合は添付してください。

年 月 日

上市町長 宛

申請者 住所  
団体名  
代表者名 印  
電話番号

上市町観光関連広告・パンフレット用写真使用変更承認申請書

年 月 日付上市町指令 第 号で承認通知があった上市町観光関連広告・パンフレット用写真の使用について、下記のとおり変更申請します。

記

	変更前	変更後
使用目的		
使用方法		
変更理由		
承認番号	年 第 号	

※ 変更内容が確認できる資料等を添付すること。

## **注意事項**

- ・ 管理番号春夏 37～50 及び秋冬 39～51 については、撮影者である高橋敬市氏が所有するポジフィルムよりスキャニングした画像である。その点において他のデジタルカメラにより撮影した写真データとは写真作品として取り扱いが異なる。このため、当該写真データを使用する際には完成物件に必ず「撮影 高橋敬市」と明示する必要がある。
- ・ また、上記の写真作品（管理番号春夏 37～50 及び秋冬 39～51）については、大判のポスター等に使用する際には、高橋氏より無償にてポジフィルムの借用が可能である。ただし、スキャニングに要する費用（大判で使用するには当方が所有する画像データでは画素数が不足するため）は別途使用者が負担することとなる。